

令和6年度地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業) 概要

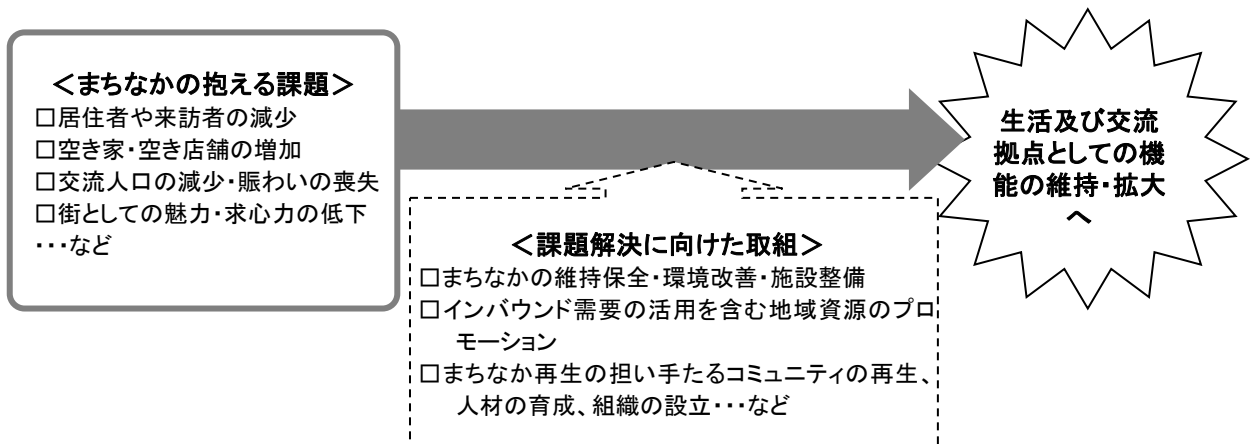
1. 事業概要

(1) 地域再生マネージャー事業の目的

地域再生マネージャー事業は、一般財団法人地域総合整備財団が地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部の専門家人材の活用を支援することにより、当該地域の実情に応じた地域再生を推進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(2) まちなか再生事業とは

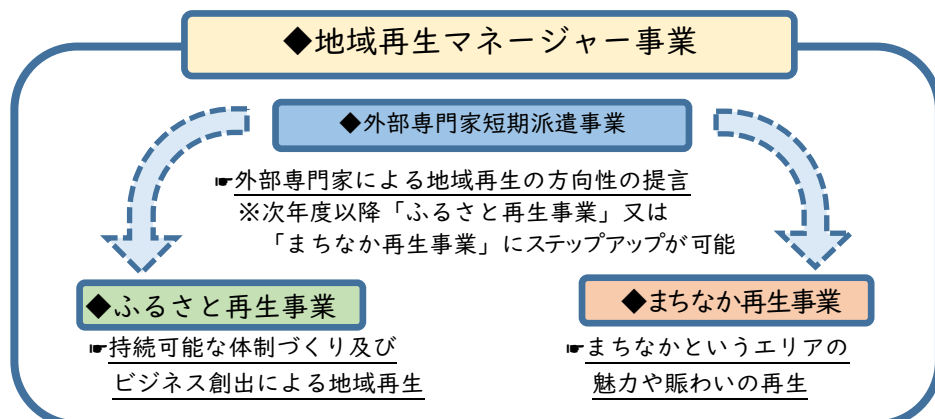
市町村等が、まちなか(生活に必要な機能が相当程度集積する区域)において生じているまちとしての魅力・求心力の低下等の課題への対応について、外部専門家(以下、「まちなか再生専門家」という)を活用して総合的な見地からまちなかのにぎわい創出など都市機能等の充実を推進し、まちなかの再生を図るために実施する事業です。



(3) 外部専門家短期派遣事業からのステップアップ

地域再生に取り組むにあたり、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない初期段階において、その解決に向けた地域再生の方向性を明確にすることを目的として、当財団から外部専門家を派遣し、必要な助言等を行う外部専門家短期派遣事業を実施した後に、本事業へとステップアップする方法があります。

本事業に取り組む前段階で上記のような課題を抱えている場合は、課題解決の一助として、外部専門家短期派遣事業の実施も検討してください。



2. まちなか再生事業の詳細について

(1) まちなか再生事業の概要

補助対象期間	令和6年4月1日から令和7年2月20日まで
補助対象区域	市町村等において、一定程度の定住人口が集積し生活に必要となる各種機能を有し、市町村等が生活拠点及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域 ※上記を「まちなか再生対象区域」とする。
用語の意義	<p>(1) まちなか再生専門家 まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家をいう。</p> <p>(2) まちなか再生専門家チーム まちなか再生事業を支援するために組成されたまちなか再生専門家を含む組織をいう。</p> <p>(3) まちなか再生プロデューサー 市町村等から委託されたまちなか再生事業の業務を責任を持って遂行し、まちなか再生事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者であり、まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、当該チームの中心となり代表する者。</p> <p>(4) アドバイザー会議 まちなか再生事業に関して、専門的立場から助言を行うために財団が設置した会議体をいう。</p>
補助内容	<p>(1) 市町村等のまちなか再生専門家の活用等に要する経費※に対する補助 ※・まちなか再生専門家の活用に関する経費 ・その他の経費（その他の委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、旅費、消耗品費、通信運搬費等消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>①市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）が単独で取り組む事業。 補助対象経費の2/3以内（ただし、700万円を上限とする。）</p> <p>②複数の市町村が共同で取り組む事業または広域連合等地方自治法に基づく団体が取り組む事業。 補助対象経費の2/3以内（ただし、1,000万円を上限とする。）</p> <p>(2) 市町村等が実施するまちなか再生事業に対するアドバイザー会議委員からの助言</p>
事業概念図	

7 年間スケジュール（令和6年度関連） ※目安であり、変更となる可能性があります。

項目	令和5年度												令和6年度																									
	9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬		
①事前相談	→																																					
②交付申請書の提出	→																																					
③書面審査													→																									
④採択通知・交付決定 市町村への通知(2月初旬)													⇒																									
⑤まちなか再生プロデューサーとの契約書(写)の提出													→																									
⑥キックオフミーティング													→																									
⑦事業開始時のアドバイザー会議委員からの助言													→																									
⑧現地会議													→																									
⑨中間報告書提出													→																									
⑩実績報告会													→																									
⑪実績報告書提出													→																									
⑫補助金交付請求書の提出													→																									
⑬補助金交付													→																									

8 事業フロー図 ※目安であり、変更となる可能性があります。

